

住居表示実施までの流れ

住居表示の実施までの大まかな流れは次のようになります。

自治会から町へのご相談

住居表示を実施するとお住いの皆様全員の住所が変わることになります。地域全体に関わる事業になりますので、必ず地域の代表者（区長、自治会長）からのご相談をお願いします。

自治会役員様と町職員との話し合い

自治会（役員会等）の皆様で話し合ってください。ご要望があれば、職員が住居表示についてご説明に伺います。

自治会から町へ要望書の提出。町として検討

自治会内で住居表示を希望することで意見が一致しましたら、要望書を提出していただきます。

要望書には、住居表示をしたい理由や自治会で住居表示の実施に向けて取りまとめた状況を記載していただきます。町では、住居表示実施の必要性について考察します。

「住居表示実施予定区域内住民説明会」の開催、意見聴取

想定される実施区域内の住民の方を対象に住民説明会を開催します。また、前後してチラシ配布を行います。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ <ここまでは、順番が前後する場合があります> ＝ ＝ ＝ ＝ ＝

町事業として住居表示の決定

実施区域内の住民の方の多くの理解が得られることが決定の条件となります。

町界町名検討委員会の設置

区域内の各自治会（区）長及び区域内自治会から選出された3名以内の者で組織された委員会で町界、町名について協議を行います。

住居表示審議会に諮問します

関係行政機関の職員や識見を有する者で構成された審議会では検討委員会において協議された新町名、町界について審議いただきます。

住居表示実施案を公示した後、町議会へ

地方自治法と住居表示に関する法律に定められた町議会の議決、告示等の事務を行います。

町で必要な手続きを行い、住居表示通知書、手続きのしおり、住居表示変更証明書などを各ご家庭にお届けします。